

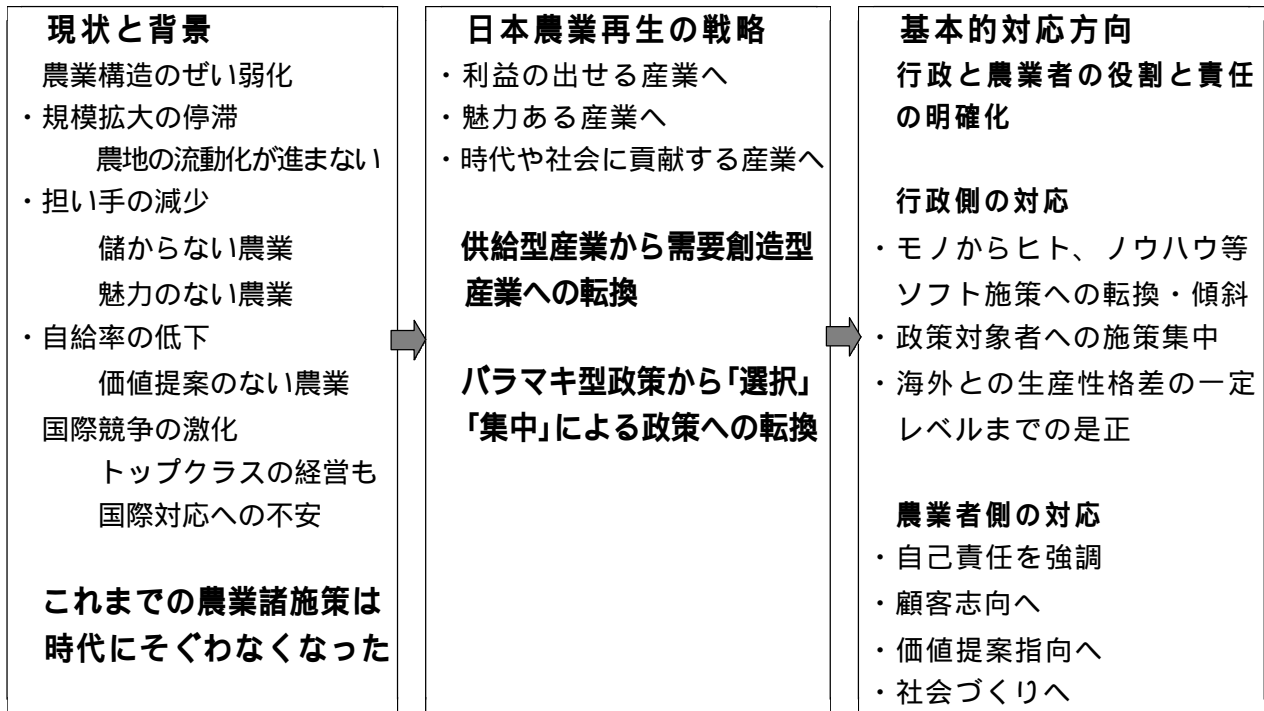
21世紀のわが国農業・農村の 基本方向に関する提案

- 農業法人が考える21世紀農業再生の戦略 -



平成 1 6 年 3 月 1 1 日
社団法人日本農業法人協会

＜提案にあたっての基本認識＞



＜農業再生に向けての2つのエンジン＞

顧客づくり：知的で健やかな日本生活者づくり

国民（日本生活者）に対し
農業を「生命総合産業」として位置づけ、他産業および国民の理解を向上させる
食べ物および食生活は、人間にとって「生命・健康の源」であり、食卓や味覚を通じて「暮らしを潤す」、
人間にとって最も重要な生活であることを定着させる

ことが必要。また、

共働き世帯の増加、都市への人口集中など社会構造、生活構造は大きく変化していることから、
今までの需要サイドへのアプローチや考え方を刷新しなければ、日本農業は衰退。生活者の変化への対応
日本農業の価値向上をすすめつつ、日本農業を支持する顧客（生活者）をつくり出す

ことが必要。このため、

行政側および農業者側が他産業とも連携しながら、創意工夫あるさまざまな情報や商品を通じて、日本の
食マーケットを構成する国民（生活者）に日本の農業および農産物の新たな価値を提案する
日本農業をブランド化（価値づくり・価値向上・再確認）することにより、日本農業の価値を認め、購入
する顧客を開拓する。

行政および農業経営の基盤施策を需要創造へ転換

経営環境づくり：規制緩和と責任の明確化

農業の構造改革が進まない
生産と消費のミスマッチが拡大している

これは、

需要拡大（経済成長）期の延長線上にある生産・供給重視型の制度や規制が多い
成熟社会・多様化した（選択に幅のある）消費社会の消費実態に制度や規制が合致していない

ため

こうした社会構造の変化、消費構造の変化に対応した農業生産を実現させる
諸制度や規制の見直し・緩和を行い、マーケット（エンドユーザー）のメカニズムが働く経営環境を作る
社会的資源に位置づけられる生産資源の整備は国の責任で行い、国際対応の条件整備を進める
行政と農業者の責任の所在を明らかにし、効率的な政策運営を行うとともに、農業者の自立を促進する

ことが必要。

食の安全に関しても、国民に食を提供する側の法を守る倫理観・行動が破綻
地球・自然環境に対しても農業者が加害者の立場に立つケースが増加

しており、

環境と調和した農業をさらに推進する
人間生活を脅かす課題を限りなく削減していく

ことが必要であり、そのため、

必要に応じて新たな制度や社会的規制を設け、ペナルティを強化することも検討

- 時代に応じた制度とあるべき社会を目指した制度づくり -
マーケット（顧客づくり）メカニズムの導入
あるべき農業・食産業と社会形成に向けた制度づくり



< 施策の展開方向 >

2つの柱にもとづいて、農業経営に必要な4つの経営力を支援・強化する施策の展開が必要

マーケティング	リスク管理
計数管理	人的資源管理

また、こうした農業生産を補完する上で、次の点にも十分な対応が必要

地域環境づくり：国民的合意形成と役割分担の明確化

農村およびその資源は農業生産、環境、また地域・都市住民にとってかけがえのない場所・財
農村の持つ多面的機能の維持に果たす農業者の役割は重要

であることは共通認識。しかし、

農業経営の多様化によって専門的農業者と兼業的農業者の役割が大きく変化
農村の過疎化、高齢化等により農村の持つ多面的機能の維持が次第に困難

になっており、

農村における農業者の役割分担の明確化
農村地域資源の維持に対する一定の評価

が必要。

国民合意の上に立った農村地域資源の維持保全
農村地域社会における役割分担の明確化

21世紀のわが国農業・農村の基本方向に関する提案

- 農業法人が考える21世紀農業再生の戦略 -

平成16年3月11日

社団法人日本農業法人協会

《提案》

.はじめに

現在、わが国ではさまざまな「構造改革」が進められていますが、農業も決して例外ではなく、WTOやFTAなどへの新たな国際対応や敏速な国内農業構造の改革が求められています。

私たち農業法人は、農業・農村を取り巻く課題が山積するなかで、この農業改革を日本農業再生の一つのチャンスとしてとらえ、国民全体で21世紀の「国づくり」に取り組んでいきたいと考えています。

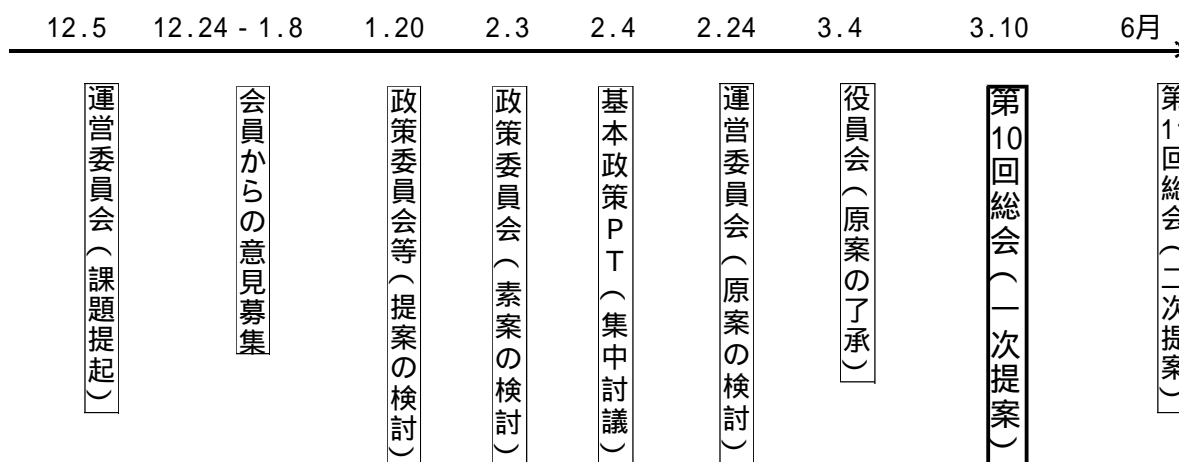
そのためには、これまでの農業政策を見直し、私たち農業法人など専門的に農業に取り組む経営体を政策の支援対象として「選択」し、自己資本の蓄積など経営体質の増強を柱とした施策を「集中」していくことが必要と考えます。また同時に、例えば専門的な経営体を国からの直接の事業実施主体にするなど、「政策ルート」の大胆な見直し・多様化を図り、施策が効果的に活用される仕組みにする必要があります。

私たち農業法人はまた、最近のBSEや鳥インフルエンザなど家畜疾病の発生によるさまざまな影響を懸念しています。これによる食料・農産物の供給停止は、農業生産から流通・消費に至る様々なステージで混乱や不安、ダメージを与えており、いったん回復できた国民の食料と農業に対する信頼が再び崩れかけつつあります。このため、食の安全のためのコンプライアンス（法令の遵守）のいっそうの徹底を図るとともに、「食育基本法」の制定を軸に、食料・農業に対する国民的理解を構築していくことが必要と考えます。

私たち農業法人は、わが国農業の再生に向けて、「利益を生み出せる魅力のある産業」「時代や社会に貢献する産業」「供給型産業から需要創造型産業」への転換を目指し、そのための具体案づくりに向けて積極的に提案していきたいと考えます。今回の提案はその第一歩であります、その実現に向けて努力してまいります。

《課題認識、会員からの意見や背景、今後の検討課題等》

【提案までの経過】



< 農業法人からの意見 >

基本計画の見直しがどんな意味を持つのが国民に十分理解される必要がある。新しい基本計画の策定にあたり新農業基本法のこれまでの評価が必要でないか。「揺れる農政」では農業経営の安定が確保しにくい。可能な限り10年、20年といった長期的視点に立った計画を策定すべき。

いまの農政が続けば、後継者不足や高齢化の進行、遊休農地の増大、意欲ある農業者の減少など、わが国農業の存立が危ぶまれるとの懸念をもっている。前回の基本計画での積み残し事項や新基本法の下で実施した政策については十分評価・検証を行ってほしい。

今、国が進めようとしている「プロ農業経営」に支援を集中していくという考えには強い関心と期待をもっており、農業構造の転換を大胆に進めるべきと考える。これまでの「農業者」を守る政策が経営者の自立を阻害してきた。これからは、国民の利益の追求と農業の産業としての自立が必要。

前回のBSEの発生等をきっかけに、「食」と「農」との関係や生活者と生産者との距離は縮まりつつあるものの、今の方向や手法には疑問が感じられる。

< 農業法人からの意見 >

WTOやFTAなど国際的な農産物貿易ルールや政策のあり方、また海外生産や技術供与など諸外国との関わり方について、これまでと違った対応が求められているのではないかと。

地方公共団体によっては政策への理解や取組み、実行力に大きなばらつきがあり、農業者はとまどいを感じるとともに、許認可がより迅速にかつ公平に行われることを望んでいる。

・食の安全と食料の安定供給の確保

1. 食の安全・安心の確保

農業は「生命総合産業」であるといえます。食料は人間にとって基本的エネルギーかつ健康を司る重要なものであり、農業はその食料生産という重要な使命をもった産業であるという認識を国民全体に対し、定着させることが重要です。このため、現在検討されている「食育基本法」の制定を急ぎ、食に対する認識・理解の促進や伝統的な食文化への配慮、食料自給率向上に向けた取組み等を国民全体として進める必要があると考えます。

近年わが国の食料・農産物の需要と生産、流通、消費はますます多様化していることから、これらに対応した生産の多様化や、食と農に関する政策の多様化を図る必要があります。また、「食」「食べ物」を単なる商品としてとらえるのではなく、安全性やおいしさなど「食の本質」を追求した対応も必要だと考えます。

私たち農業法人は、今回のBSEや鳥インフルエンザの発生を受けて、農産物や食品の事故発生防止や事故発生時のリスク回避などに常に万全の対応をとり得るよう、これまで以上に危機管理体制の整備を図り、消費者に対し食の安全・安心を提供していくことの必要性を改めて認識しました。

このため、農産物に対する危機管理業務を生産・販売・加工等の工程の中にしっかりと位置づけることが必要であり、また、食品の原産地表示などJAS法の適正な運用を図ることが必要だと考えます。

同時に、今の食料の輸入停止措置や今後の国際的な需給予測を踏まえると、食料の安定輸入に決して保証はなく、食料自給率の向上に向けた国内生産体制の確立や、主要食料の輸入先の分散など不測時の対応について改めて検証・見直しすることが必要だと考えます。

2. 食料自給率の向上に向けた生産・流通・消費の対応

わが国の食料自給率が先進国中最低の水準にあることを考えると、国民が一体となって食料自給率の向上に取り組むことが必要と考えます。ただし、食料自給率はいわば国内生産と消費の結果であり、現在の食料自給率の低下は、担い手や農地など農業構造の体質強化が進まなかったことや生産構造と消費構造のミスマッチに原因があると考えられることから、食料自給率の向上を図るには、農業構造改革と同時に、消費ニーズに見合った生産を促し、品目別に検証・評価することが必要であると考えます。

このため、国民の食料に対する消費動向や消費ニーズを的確に把握するため

< 農業法人からの意見 >

生命総合産業としての農業の意義や役割については国民はもちろん農業者の間でも必ずしも明確になっていない。

今日、食と農の安全・安心を確保することは極めて重要になっているが、食品の安全に対する消費者の不安はぬぐい去られていない。

マスメディア等の情報の伝達方法には問題があると考えている農業者は多い。

【今後の検討課題】

「『食農』ビジョン」や「農業環境保護プログラム」等の策定

*これらは【省庁横断的】なものとし、健康や食農・環境・地域づくりに係る「ビジョン」と「行動計画」を策定・実行し、国民医療費や環境負荷の低減、過疎や地域産業再生に向けて「農業が多様な役割を担うためのプログラム」としてはどうか

< 農業法人からの意見 >

食料自給率の停滞は、生産構造と消費構造のミスマッチ、あるいは消費者・業界のニーズとのミスマッチが解消されていないことに起因している。

品目により自給率は大きな格差が生じており、品目別自給率を明確化すべき。

食料輸入停止・禁止時等の対応に十分な保証がなく、消費者の国内生産に対する信頼を確保できるかどうか懸念がある。

市場手数料・検査料等が海外に比べ割高で生産者コスト、最終価格を押し上げていると強く感じている。

の調査や、新規作物・新商品などの研究開発を促進すべきだと考えます。

また、多様な消費に応じた生産を実効あるものにしていくためには、流通システムの簡素化や多様化をさらに進めるとともに、不安定な委託販売制度を縮小し、契約生産や直接販売を積極的に推進すること等が必要だと考えます。

また、生産者と消費者・実需者との情報交換を積極的に行うことが必要であり、特に、食料消費のあり方や農産物・食べ物の「本質」などに関する消費者等への啓発活動に農業者自らがより積極的に取り組むべきだと考えます。

3. 農産物の輸出振興

国内農産物の需要創造のために、輸出向けの規格に適應した食品作りの研究や海外市場の調査、農産物輸出のためのノウハウの提供など輸出振興に向けた取組みを積極的に推進することが必要だと考えます。

なお、食料・農業生産において海外との関係は無視できないものがあり、食料・農産物の輸出入、海外生産、開発輸入など分野別の課題ごとに整理を行った上でこれらに対応した政策が必要だと考えます。

. 経営確立・経営所得安定対策

1. 育成すべき農業経営体の明確化（政策対象の重点化）

(1) 政策対象の重点化

地域農業の生産構造が多様化しており、生産構造と消費構造のミスマッチを解消するためには、生産構造の「役割分担」が必要と考えます。このため、明確な基準を設けた上で、これまでの一律的な支援から、地域農業の担い手となる専門的な農業経営体に対象を重点化した支援に改める必要があり、これを農業構造改革を進めるバネにすべきだと考えます。

現在、「認定農業者」を中心とした「担い手」に対して政策支援が行われていますが、現在の「担い手」への支援は施策ごとに対象が異なったり、認定基準も市町村にバラツキがあったりすることなどから、「担い手」の要件等について制度間あるいは自治体間で統一性あるいは整合性を持たせることが必要だと考えます。

政策支援の対象については、その要件として、経営収支を明らかにできることや、ヒアリングや面接などにより「経営と人」を評価できる仕組みを取り入れることで、いっそうの施策集中とその効果が期待できると考えます。

【今後の検討課題】

食品産業と農業の提携の強化（「フードパートナー制度」（仮称）の創設）
生産から流通販売までの情報の交換・共有化の場づくりの推進

< 農業法人からの意見 >

中国等海外マーケットの可能性は市場規模や経済成長等を考えるとかなり大きいと見込まれる。

農産物の輸出入や国内及び海外の農業者との関係構築支援のためには食品分野を含めた農業の国際化に対応した対策が必要

< トピック >

平成15年度ジェトロが行った「日本食品等海外市場開拓委員会」の海外調査には、日本農業法人協会会員の若手ホープ達4人が参加し、海外進出の手応えと課題の双方を体感している。

< 農業法人からの意見 >

これまでも認定農業者への施策集中が言われながら、実際には施策の集中度は低く経営体質の強化が必ずしも進んでいないのが現状。

財源が限られている中、今後一律的な補助は難しく、【選択】と【集中】が必要なのは経営者も認識している。

土地利用型農業では地域政策の手法がとられてきたため構造改革に大幅な遅れが生じている。

地域水田農業ビジョンの現場では大規模・効率的な経営を阻害する制度的矛盾も否定できない。

【今後の検討課題】

認定農業者の場合、経営改善計画で現状の面積・売上げや今後の規模拡大・コスト削減努力等への取組み目標が一定の基準を満たしていることが認定要件になっているが、政策支援対象者を位置づけるには、経営内容や経営目標の達成度の評価システムが不可欠。経営内容を把握するには決算書等の提出も必要だが、それだけでは不十分な面もあると考えられる。

新たな経営政策の実施に当たっては、政策ルートの簡素化やスピードをもった実行が必要。

なお、対象者が目標達成中の認定農業者や新規就農者である場合などは、「基準」に一定の配慮を行い、支援対象とすることも必要だと考えます。

また、大都市部の農業経営を支援するために、現在認定農業者の認定がされない市町村においても、要件をクリアすれば政策支援の対象として認定できるような体制が必要だと考えます。

集落営農については、その法人化を進め、法人格をもち経理の明確化が図れるもののみを経営支援の対象とすべきであり、法人格をもたないものへの支援は地域政策の中で検討すべきだと考えます。

現在、政策支援の対象として「プロ農業経営」という言葉が示されていますが、その定義を明らかにしてわかりやすい議論を進めるとともに、農業生産の現場では加工・販売等多角的な経営展開が進んでいることから、新たな時代に対応した「農業」の定義を明確化すべきだと考えます。

2. 経営体質の強化を柱とした経営安定対策

現在基本計画の見直しにあたっては、大型畑作や水田営農などの土地利用型農業について直接支払をも視野に入れた、品目横断的な「経営を単位とした所得安定対策」の検討が行われていますが、価格支持政策がバラマキ的な政策に終わった「限界」を踏まえると、こうした政策転換は重要な課題だと考えます。

しかしながら、WTOやFTAなどいっそうの国際化への対応を考えると、これだけでは極めて不十分と言わざるをえません。なぜなら、構造改革が比較的進んでいるといわれる畜産や野菜、果樹といった分野を含めトップクラスにある農業法人経営においてさえ、極めて強い危機感を感じているからです。この対応策として最も重要なのは、自己資本の形成など自力で経営の体力をつけるための強力な支援策を構築することだと考えます。

このため、認定農業者等が農産物の大幅な価格低下、突発的な事故や自然災害等著しい経営環境の変化にともなう収入の減少を補てんするため、農業収入の一定割合を「経営安定資金」として積み立て、その積立額を損金算入し、その後、経営安定のために取り崩しを行った場合には益金として処理できるようにするなどの仕組みが必要と考えます。

また、経営安定のための仕組みとして、競争条件が著しく悪化した部門への運転資金の低利融資、技術開発などリスクの高い投資への助成、ベンチャー事業等への特別融資などの支援策について検討すべきと考えます。

3. 経営支援のための施策（経営政策の体系的整備など）

経営体によって経営の発展段階には違いがあり、求める政策ニーズも異なる

< 農業法人からの意見 >

基本計画の見直しの中で「プロ農業者」というが、現状は制度・施策ごとに支援対象が違っており対象が不明確。

経営は多品目・多様化そして多品種・多栽培方法へと移行しており、品目ごとの政策は時代遅れ。

品目価格支持のみではバラマキになり、共済では量に対する補償でしかない。

WTO、FTA交渉などを考えると、経営の内部蓄積など経営体質を強化することが大切。そのための支援が得られないか。

「優等生」あるいは価格支持政策の対象でない部門は政策の対象外ということでもいいのかという論法には納得しかねる農業者が多い（国の方向は既存の品目別制度の見直し等で対応）

中小企業等は試験研究やベンチャー、投資促進などに対して特別償却や税額控除の仕組み、倒産防止や売掛金回収等の共済の仕組みなどがある。もっと農業分野も自己責任をともなった経営育成の仕組みを用意してほしい。

【今後の検討課題】

認定農業者等のための「経営安定資金形成制度」（仮称）の創設

< トピック >

1月30日開催の食料・農業・農村政策審議会第3回企画部会ではこんなやりとりもありました。

（消費者委員）プロの農業経営とかいう言葉がよく出てくるのですが、どういう意味がよくわからないのです。プロと聞くとヤンキースの松井とかを思うのですがけれども、松井がいい成績を維持するために、何か国から支援を期待しているのかなというのと、プロってそういうものじゃないんじゃないかという感じがして、プロの農業経営者って、ここにたくさん出てくるのですがけれども、そのイメージがよくわからなく……。

（農業法人の委員）誤解があったらいけない。プロ農業者だって体を鍛えている。ところが、草野球場ばかりで、球場がないのです。だから、思い切って打とうと思えば、隣のガラスが壊れると言ってはしかられて、プロ農業者が困っているのです。契約金、補助金をくれなんて言っていない。制度、政策の中で、思い切ってバットが振れて、走って、プロ野球ができる球場をつくってほしいのです。（一部編集を加えています）

ため、経営発展のステージ別等に支援施策を用意するなど経営政策の体系的な整備が必要だと考えます。農業法人に関しては、法人設立時の支援はあっても、その後のフォローアップの支援が明確でないのが実態です。

プロ農業者への経営支援は早急かつ効果的な実施が求められ、また都道府県を超えた広域的な連携による取組みも行われているところから、例えば国から専門的な経営体に直接政策を流すなど、既存の政策ルートにとらわれず政策を遂行し、事業の進捗効果を高めることが必要だと考えます。

補助事業により導入した施設で利用度が著しく低下しているものについては、経営多角化や雇用拡大等に結びつくことを要件に、補助金の返還なしに他の用途に変更できるよう検討する必要があると考えます。

農業経営の多角化や大規模化にともない、資金調達先の多角化が進んでおり、円滑な融資を受けるためには、各農業制度資金の窓口の一元化や民間金融機関窓口での積極的な取扱いを進めることが必要だと考えます。また、農業法人が融資と出資を一体的に利用できる仕組みを整備することが必要だと考えます。

農業経営の発展にとって、経営指導者の役割はきわめて重要ですが、農業法人など多様化・高度化した経営を指導するための体制にはなっておらず、経営指導担当職員の意識改革も含め既存の農業団体の変革が不可欠だと考えます。

農業改良普及員や営農指導員、経営改善支援センター職員など経営指導機関職員や民間専門家（公認会計士、税理士、中小企業診断士など）の教育・研修や支援プログラムを抜本的に見直し、質の高い支援を行う必要があると考えます。

農業経営の法人化の推進にあたっては、市町村の現場ではきめ細かな指導推進体制が必要なところから、農業生産法人の要件確認などを実施する農業委員会がより積極的に関与することが必要だと考えます。

・担い手・農地対策

1. 人材の育成・確保

農業の人材に求められる役割は、単なる労働力（者）から生産・技術・経営等の管理者へと質的に変化してきており、そのための人材育成が必要になっていますが、いったん就農や農業法人に就職した後では、経営外でまとまった教育・研修を受けることが難しくなっているところから、通信制などの研修システムによる人材育成も必要になっていると考えます。

また、農業法人への就職者等への農業技術研修を進めるには、OJT研修など現場に密着した研修が効果的であり、農業法人等が共同・連携して地域密着型の人材育成・研修を行う体制の整備や、農業法人間の人的資源の交流・交換

<データ>

新潟県の稲作を基幹とする農業法人の調査結果によれば、米の販売単価が上下するなかで単位面積当たりの稲作部門の売上げは減少しており、これを販売努力や経営面積の拡大によってカバーしている。ある法人経営者は、水田農業確立対策助成金を除くと営業利益はマイナスではないか、と語っている。

新潟県内の稲作を基幹とする農業法人調査結果（抜粋）（単位：円・千円・％）

	水稲作付 面積ha	稲作部門売上		経営全体		借入金 残高	米販売 単価60kg
		全体	10a当	売上額	経常利益		
H11	20.6	34,686	178	62,751	3,901	44,207	21,016
H12	106.3	104.1	99.4	102.6	105.0	98.7	94.8
H13	107.3	106.4	93.8	99.0	105.5	96.2	95.3
H14	111.6	103.8	87.6	97.3	85.0	88.4	93.0

注) H12～14はH11を100とした指数で示してある

<農業法人からの意見>

補助から融資への移行を徹底させるべき。

農業者の多くは経営の発展を阻害する制度・規制が残っていると感じている。

農業向け・中小企業向けの融資窓口の整理により信用保証等国の支援が受けられない場合がある。

大規模経営ほど雇用コストなどにより経営リスクが高まっている現状にある。

今の経営指導体制は地域・人によってばらつきが大きい。

市町村によって制度の運用が異なったり許認可に時間がかかったり振り回されることが多い。

一戸一法人は同じ「農業法人」という意識ながら、補助の対象にならないことに不満を感じている。

経営資産に対して、利益や役員報酬が小さいため事業継承のための相続税が負担であり、経営継承の税によるダメージは大きい。

等が行えるような仕組みの整備を行うべきだと考えます。

また、農業法人の雇用の受け皿機能に注目して、農業法人への就職者を新規就農者と同等とみなし、融資などの面で新規就農者等と同等の支援を行うことが必要だと考えます。

2. 農地の効率的利用

米政策改革が進められる中で、地域によっては大規模な水田農業経営と集落営農との競合が課題となっており、農業法人はこのように農地利用の集積や集団化が進まないことが土地利用型農業の構造改革の妨げになっていると感じています。

このため、こうした構造政策と地域政策との「溝」を埋め、規模拡大や集団化を望む経営者、地域関係者双方の意向の調整機能が十分に発揮できるようにすることが必要です。

また、土地利用型農業は、農地価格や経営農地面積規模や利用集積の点では、海外との絶対的な格差があるものの、政策努力により生産性格差を可能な限り縮小する取組みを進めない限り、現在検討されている経営所得安定対策も十分な成果をあげずに終わってしまう恐れもあると考えます。

したがって、農業収益からみた適正な農地価格や小作料水準への政策的誘導が必要であり、また標準小作料と実勢小作料の実態や土地改良負担金と農地流動化の関係などについて検証することが必要だと考えます。

また、農地保有合理化事業は農地の大規模化や集団化を望む経営者にとって有効な手段ですが、一時貸付期間の長期化や合理化法人の農地保有リスクの軽減などが必要だと考えます。

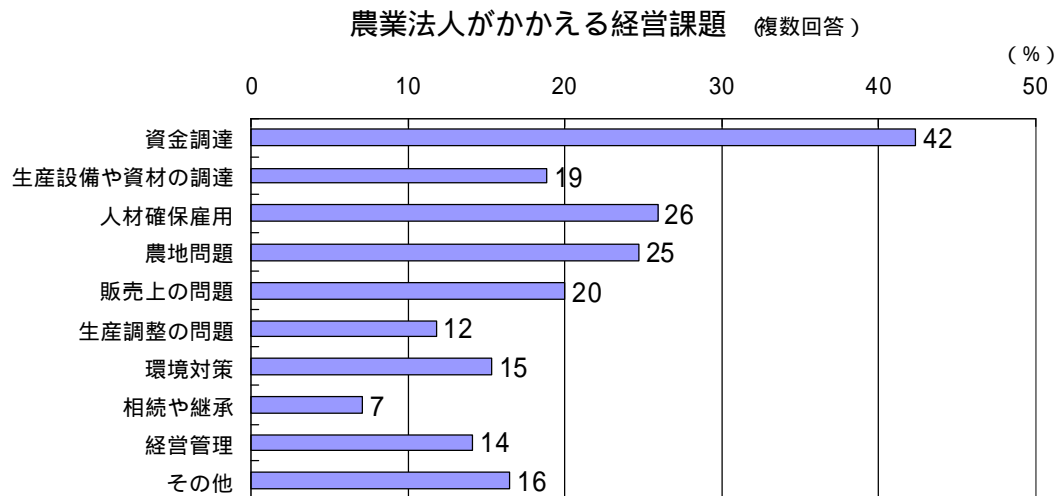
3. 農地制度のあり方

良好な営農環境を維持するためには、優良農地の確保や遊休農地の発生防止・解消が重要であり、農地の利用規制や農地の利用状況のチェックを厳格に行うことが農地制度の基本であると考えます。

農業法人などの中には、経営の多角化を図るため、隣接農地に加工所や直売所など農業関連施設の設置を希望する者も少なくないことから、経営多角化等を目的とした農業関連事業施設建設のための農地転用は、十分な担保措置をとった上で弾力的に認め、再転用については厳格な措置を講じることについて検討することが必要だと考えます。

農業法人の経営発展にともない、他市町村等で農業生産法人を新たに設立する場合など、市町村によって農地法の運用が異なることがあり、経営発展の阻

資金調達、特に運転資金の確保が困難と訴える農業者の割合が多い。



【今後の検討課題】

制度資金の窓口として農林漁業金融公庫への期待は高いが、より効果的な政策金融機関としてのあり方として何が求められるのか。

補助事業における個別助成の扱いについての、より弾力的な対応

更なる集積と、廃業等でリタイアした経営からの賃貸又は、転貸、購入等や法人間の連携・合併をも視野に入れた仕組み

< 農業法人からの意見 >

経営感覚に優れた人材の育成にはかなりの投資と時間が必要。

イエの後継者にはこだわらず、外部からも優秀な人材を集めるべきとの認識が農業者の中では高まっている。

零細な農業構造は時間が解消してくれるが、人材育成は早くから準備が必要。

農業の重要性は叫ばれながらも、農業法人経営者やその継承者・法人への就農者等に対する社会的評価と教育は十分ではないのではないか。

< 農業法人からの意見 >

リタイア農業者や経営破綻者から農地等の経営資源を円滑に譲渡するために、経営資源の提供者に対する債務処理対策を進めるべき。

農業的利用が可能な比較的大規模な未利用地についてその利用可能性や利用希望について検証・再整備を行い、大規模経営には有利な条件でリースする等により、効率的利用を図るべき。

個々の法人だけでの対応では作業時期等の競合で経営を圧迫することもあり、農業法人間の提携などによる農地の集積・管理を促進する制度が必要。

害要因となっていることから、事業要件については、農業（事業）あるいは農業関連事業の定義を明確化し、統一的な運用を行うことが必要だと考えます。

4. 構造改革特区制度のあり方

株式会社による農地のリースなどの構造改革特区制度は、農業経営のサイクルや地域への影響等その成果を十分見極める必要があります、その上で慎重な対応が必要であると考えます。

. 農村地域政策

1. 地域資源の維持・保全

農業・農村の有する多面的機能についての国民的理解を高め適正な評価を受けるためには、国民により開かれた農村づくりを目指すことが必要だと考えます。その上で、農業が環境その他に果たしている役割を国民にわかりやすく示し、評価するシステムが必要だと考えます。

農業の構造改革を進める一方で、集落機能の低下や、農地・農業用水など農業資源の維持保全機能の低下が懸念されていますが、農業者の中で役割分担を明確化した上で、地域として多面的機能の維持を図ることが必要であり、そのための支援が必要だと考えます。

その場合、農業者が農業生産活動を通じて行う環境や地域資源の維持・保全の役割に対する直接支払の仕組みを農村地域政策の中で検討する必要があります。

2. 都市と農村の共生・対流

生活者と農業者との関係を深めることにより、国産農産物や農村などへの理解や志向の高まりが期待されることから、都市部や都市近郊、農村部において、それぞれの地域の実情や機能に合った交流の場の形成が必要だと考えます。

この点で、都市地域での農業は、国民に国内農業の理解を進めるために極めて重要な拠点であり、都市農業が地域と共存発展できるための支援策が必要だと考えます。

< 農業法人からの意見 >

優良農地の確保が最重要なはずだが、安易な転用や非効率的な利用が行われる場合が少なくない。

農業関連事業施設の建設が農用区域内や市街化調整区域では認められない。

農業関連事業はじめ農業生産法人の要件の認定基準が市町村で食い違う。

都市農業は条件が有利と言われるが、実際には都市農業が衰退しているように厳しい存続条件に置かれている。

< 農業法人からの意見 >

一般企業への農地所有を認めても経営が成り立つとも遊休農地が激減するとも思えない。

< 農業法人からの意見 >

農村の持つ景観や環境は都市住民等の潤いの提供や都市・農村の交流に積極的な役割。

農村に人が住まなくなれば、農業・農村のもつ多面的機能が発揮されなくなる恐れがある。

農業・畜産、林業が有機的な連携を図ることによって今日の日本が成り立っている。

いわゆる中山間地域への直接所得支払は支払方法や地区の選定を含め納税者・国民の理解を十分に得る必要がある。

3.環境対策

バイオマス等を活用し、農業から産出される未利用資源の活用を図るべきだと考えます。

農業法人など大規模畜産経営を核として、耕畜が提携し、優れた農産物を生産するなど地域として畜産環境対策に取り組む必要があると考えます。

.国際貿易問題

私たち農業法人は、WTOやFTAは、交渉の進展いかんでは、国内農業に多大な影響をもたらすかもしれないと懸念しています。

農業という特性や農業のもつ多面的機能を考えれば、交渉国が互いの農業の置かれた条件を認識しあうことが必要であり、その前提に立って農業生産や地域経済上重要性をもった農産物等に関税の上限は認められるべきだと考えます。

一定の関税措置を講じることと同時に、農業経営の体質強化策を急ぎ、国際競争力の強化を図ることが必要だと感じています。

今回のBSEや鳥インフルエンザの発生にかんがみ、農業者はじめ国民に納得のいく合理的客観的な基準にもとづいた国際的な検疫・衛生対策を早急に講じることが必要だと考えます。

また、輸入加工品等に関し、消費者は正確な情報を知らされておらず、私たち農業法人は、このことによる不利益を感じています。よって輸入加工品等の原産地表示のあり方等を見直すべきだと考えます。

< 農業法人からの意見 >

農業生産から生じる残さや副産物、家畜糞尿など未利用の資源が多数ある。

「使い捨て」からリサイクルの発想に転換し、環境にやさしい農業のあり方に真剣に取り組む必要。

畜産施設の建設にかかる環境規制や行政手続きが煩雑。

11月からの環境三法の施行は実効あるものにしないと畜産業界が信頼を失う恐れ。

農業は生産のみならず、環境や教育、地域コミュニティなど社会形成に大きな役割と意味を果たしているが、その評価と施策が十分ではない。

< 農業法人からの意見 >

W T O や F T A ではそう遠くない将来に合意が求められ、国内農業にかなりの衝撃となることが危惧されている。

今後、巨大なマーケットであり、かつ生産地である中国や農産物輸出を行っているアジア諸国を視野に入れた対応が必要。

B S E の発生時に国内の全頭検査を行ったように米国でも同様に実施すべき。

食料消費に占める加工品の割合が高まっているが、海外で1次的加工を行った上で国内で加工の最終過程を行った品目が国産表示される例が多い。